

高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者様へ

★特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ★

厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』から個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料 I または II』へ移行することになりました。

当院では従来から医師による診察・投薬だけでなく、多職種連携による生活指導・食事指導・動脈硬化検査などのトータルケアを行い、生活習慣病の対策に力を入れておりました。この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名(サイン)をお願いすることになります。6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様にはスタッフからご依頼しますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ともながクリニック糖尿病生活習慣病センター院長 朝長 修

生活習慣病管理料の対象の方は **高血圧・脂質異常症・糖尿病** です。

○生活習慣管理料 I : 月々の窓口負担額は増額(3割負担の方で 500~1000 円前後)しますが、検査料は管理料に含まれ別途費用はかかりません。したがって検査の内容によっては負担額が減ることもあります。

○生活習慣管理料 II : 窓口負担額は減額されます。検査料は別途費用がかかります。

【参考 生活習慣病管理料 II の場合】

現行			6月以降	
再診料	73点	→	再診料	75点
外来管理加算	52点			
特定疾患療養管理料	225点		生活習慣病管理料 (II)	333点
処方箋料	68点		処方箋料	60点
特定疾患処方管理加算2	66点			
合計	484点		合計	468点

※保険点数 1 点 10 円

生活習慣管理料 I と II の選択は担当医が判断させていただきます。HbA1c が 8%以上、3 剤以上の経口血糖降下剤を服用の方や、合併症の進展が認められる患者さんにはより綿密な管理が必要なため、生活習慣病管理料 I を算定することがあります。

ご不明な点はスタッフまでお声掛けください。

2024.6